

事業実施主体	受益者	事業目的	事業対象施設及び具体例	補助率
3戸以上の農業者で構成する営農集団、特認経営体及び法人	認定農業者	1 標準型 施設整備等により経営力強化を図ろうとする取組	1 パイプハウス等生産施設 (パイプハウス、鉄骨ハウス、果樹棚など) 2 流通・販売施設 (集出荷・貯蔵施設、共同直売所など)	補助対象事業費の2分の1以内
		2 経営規模拡大支援型 次の要件を全て満たして経営力強化を図ろうとする取組 (1) 原則として、事業実施前年度又は実施年度内に市街化区域内で農地の貸借等による経営規模拡大又は生産緑地の追加指定を行うこと。 (2) 原則として、(1)を行う農地において、施設整備等を行うこと。	3 農畜産物加工施設 (食品加工処理施設など) 4 畜舎及び畜産関連施設 (畜舎、搾乳舎など) 5 栽培関連施設 (かん水施設、隔離栽培施設、冷暖房施設など) 6 その他経営力強化に必要な施設 (体験農園、観光農園、都民との交流施設など)	補助対象施設等の1から5は、補助対象事業費の3分の2以内 補助対象施設等の6から8は、補助対象事業費の2分の1以内
		3 東京2020支援型 東京2020オリンピック・パラリンピックに向け、6月から8月の間に農畜産物等を(事業効果により)事業実施前より増量させて出荷(ただし、7月15日から8月15日の間に少なくとも1回以上は出荷)するために必要な施設整備等を行い、経営力強化を図ろうとする取組	7 農畜産業用機械 (保冷庫、冷凍・冷蔵庫、自動販売機、運搬車、トラクター、管理機、加工販売車など) 8 上記1から6と併せて整備する簡易な基盤整備 (防災兼用農業用井戸、暗渠、土留、防薬シャッターなど)	
		4 東京都指定新技術導入支援型 施設整備等により経営の早期安定化を図り、農業定着を確実なものとしようとする取組	上記1から8まで 9 果樹苗 (ナシ、ブドウの果樹苗) 10 果樹の改植に必要な圃場整備 (旧施設及び伐採木の撤去、伐採抜根、整地、改植、新植など)	補助対象施設等の1から5、9、10は、補助対象事業費の3分の2以内 補助対象施設等の6から8は、補助対象事業費の2分の1以内
		5 女性活躍支援型 農畜産物の加工販売に必要な施設整備等により女性の活躍を図ろうとする取組	農畜産物の加工販売に必要な上記2、3及び6から8まで	補助対象事業費の3分の2以内
区市町及び農業協同組合(連合会を含む。)		6 地域農業等活性化支援型 地域農業の活性化を図ろうとする取組	11 共同利用施設 (共同直売所、共同集出荷場など) 12 共同農畜産業用機械 (大型農畜産業用機械、特殊農畜産業用機械など) 13 上記11と併せて整備する附帯施設・簡易な基盤整備 (簡易な基礎工事、敷地内附帯工事など)	補助対象事業費の2分の1以内
			14 防災兼用共同利用施設 (区市町と災害時に被災者向けの利用協定を締結した共同利用施設など) 15 上記14と併せて整備する附帯施設・簡易な基盤整備 (簡易な基礎工事、敷地内附帯工事など)	補助対象事業費の3分の2以内